

長浜市議会における請願者の意見陳述に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長浜市議会基本条例（平成25年長浜市条例第25号）第7条第4項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 請願者の意見陳述とは、請願者が提出した請願書の審査が行われる常任委員会（以下「委員会」という。）に出席して請願を提出するに至った思いや意見を述べることをいう。

(意見陳述の意思表示)

第3条 意見陳述を求める請願者は、請願書にその旨を記入のうえ提出する。

(意見陳述の方法)

第4条 意見陳述は、請願代表者を含め2名以内とし時間は10分以内とする。

2 請願代表者がやむをえない理由で出席できないときは、委員会の許可を得て代理人が意見陳述者となることができる。

3 意見陳述に係る資料の配布は原則不可とし、当該委員会の許可を得た場合に限りパネル等の提示を可とする。

(質疑)

第5条 委員会の委員は、意見陳述者に対して質疑をすることができる。

2 意見陳述者は、委員に対して質疑はできない。

(委員会審査)

第6条 意見陳述者が出席する委員会は、原則として、他の議案審査より請願の審査を優先する。

2 委員会に同趣旨の請願が複数付託された場合は一括議題とし、採決は請願毎に行う。

(費用弁償)

第7条 意見陳述者に係る旅費等は、これを支給しない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要領は、平成28年2月18日から施行する。